

# 東村山市自治基本条例策定における基本的な考え方

## 1. 趣旨

これは、東村山市の「自治基本条例」制定を目指すために、基本的な考え方とその策定過程の概要を示したものです。

## 2. 自治基本条例とは

地方分権の時代、地方自治体はこれまで以上に主体性をもって、住み良い活力あるまちづくりを進めることが求められています。自治基本条例とは、市政や自分たちのまちづくりをどう進めていくのか、その基本となる考え方や市政運営のルールを定めるものです。

## 3. 自治基本条例策定の背景

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行により、地方自治体はこれまでの国と上下の関係であったものが対等となり、「地域のことは地域で決める」という自己決定・自己責任にもとづいて、主体的に自治のあり方を考え、地域の実情に合った政策と市政運営の方向性を示すことが必要と考えられるようになりました。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、社会環境の変化とともに様々な生活形態や価値観によって市民ニーズは多様化しており、従来のように行政が直接に対応するサービスだけでは補えない課題も生れてきました。

地方分権によって個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けたあるべき姿として、市民のみなさんが主体的にまちづくりに参加していく考え方が自治基本条例制定の背景となっています。

## 4. 自治基本条例策定の意義

このような背景を踏まえ、東村山市として自立した自治の実現を目指すため自治基本条例を策定します。自治基本条例は、策定のプロセスが最も重要であるとの認識から、幅広い市民のみなさんの参加によって策定作業を進め、「みんなで創る みんなの東村山」を目指していきます。

## 5. 策定体制について

条例策定体制については、それぞれの役割分担によって、相互に信頼関係を保ちながら進めていきます。

(1) 自治基本条例市民参画推進審議会

自治基本条例について、市民のみなさんに理解を深めていただき、多くのご意見を伺う方策などについて助言を行います。また、市民会議から報告される条例に盛り込む要素を基に条例案を審議します。

(2) 自治基本条例市民会議（以下「市民会議」という。）

市民会議は、無作為抽出によって選ばれた市民の方によって、自治基本条例について学び、多くの意見を踏まえて条例に盛り込む要素を討議していきます。

(3) 市民会議サポート体制

市職員による自治基本条例検討チームを設置し、行政側からは市民会議の活動に必要な情報提供を行うとともに、市内の公益団体にご協力をいただきながらサポートをしていきます。

## 6. 進めかた

私たちのまちで、今どのようなことが課題となっているのでしょうか。その課題を解決するためには、どのようなルールやしくみが必要でしょうか。

このようなことを市内各所、自治会はじめさまざまな団体や市民の方、事業者のみなさんからのご意見をいただきながら市民会議で討議していきます。

自治基本条例案としてまとめていく過程では、今後、フォーラムや市民討議会を開催したり市議会議員との意見交換会なども予定していきます。

## 7. スケジュール

平成26年の制定を目標にしながら、準備を進めていきます。

(主なスケジュール)

平成23年度	広範な市民参加によって、様々なご意見を集めることを目指します。	自治基本条例策定方針策定 地域集会での意見聴取、講演会及び市民会議の開催、取り組みニュース発行など
平成24年度 平成25年度	ご意見を整理しながら、条例案としてまとめていくことを目標とします。	条例骨子案作成 条例案作成、市民討議会、パブリックコメントなどの実施
平成26年度	条例制定を目指します。	